

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： 消費税増税とインボイス制度

2019年10月1日に10%へと消費税が増税されました。日本では初めて食品等に軽減税率が導入されましたが、1カ月たった現在大きな混乱は見られません。消費税率の引き上げに対して、一部反発はあるものの国民の理解が進んできているものと考えられます。

### 税収の推移

消費税は1989年4月より税率3%でスタートし、1997年に5%、2014年に8%と増税されてきました。そして、今年10月に社会保障の安定財源の確保を目的として10%に引き上げられ、日本の財政に占める割合も大きくなってきました。

(単位：兆円)	1989年	1997年	2014年	2019年(予算)
法人税	19.0	13.5	11.0	12.9
所得税	21.4	19.2	16.8	19.9
消費税	3.3	9.3	16.0	19.4

(財務省「一般会計税収の推移」より抜粋)

### 今後の課題

消費税の負担が大きくなるにつれ、国民の消費税に対する信頼が重要になってきます。一つの課題として、消費税の導入当初から指摘されていた益税問題が挙げられます。中小事業者の事務負担に配慮して設けられた、消費税の免税制度による問題（消費税の免税事業者の多くが消費税を消費者に請求しており、預かった消費税を税務署に納めていないという問題）です。この制度は一定の中小事業者が利用でき、益税額は財務省の試算では約3,500億円となっています（2014年第186回国会参議院決算委員会会議録6号）。これは消費税率が5%での試算なので、消費税率が10%へと引き上げられた現在では、この益税額はさらに増加することになると考えられます。

### インボイス制度

2023年10月より複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式として適格請求書保存方式（以下、インボイス制度）が導入されます。インボイス制度は税務署より付与された登録番号を記載した適格請求書の保存を仕入れ税額控除の要件とするものであり、この登録番号は消費税の課税事業者でないと発行されません。一方、現在は請求書等保存方式であり、請求書等に消費税額が記載されていなくても仕入れ税額控除が認められるとともに、請求書等の発行者は消費税の課税事業者に限られていません。

消費税は事業者が預かった消費税から支払った消費税を控除し、残った金額を納税するという仕組みです。インボイス制度に移行すると、消費税の免税事業者が発行した請求書では、課税事業者は仕入れ税額控除が認められなくなります。つまり、課税事業者は消費税を支払わず、免税事業者は消費税を受け取ることができなくなるので、上記の益税が縮小することになります。

### お見逃しなく！

インボイス制度へ移行すると、免税事業者である中小事業者は、取引の中間段階における排除や、課税事業者となるよう取引先より迫られる恐れがあります。中小法人に大きな影響を及ぼすため、中小事業者への配慮として2029年9月30日まで、免税事業者からの仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられています。